

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 8

ある地域におけるペストステータスの決定

2021年採択；2021年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2021

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス（CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>）の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用とともに次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

第三者の資料。表、図、画像など、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

販売、権利及びライセンス。FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト（www.fao.org/publications）で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。商業利用の要請は、www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は copyright@fao.org に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照される可能性のある ISPM は、<https://www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614> に掲載されている。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1994年5月 CEPM-1 がトピックに有害動植物の類別と病害虫リスクの定義(1994-004)を追加した。

1994年 専門家作業部会(EWG)は草案を作成した。

1995年5月 CEPM-2 が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

1996年5月 CEPM-3 が協議用に草案を修正した。

1998年 加盟国協議

1998年5月 CEPM-5 が採択用に草案を修正した。

1998年11月 ICPM-1 が基準を採択した。

ISPM 8. 1998. ある地域におけるペストステータスの決定. FAO、ローマ、IPPC.

2010年3月 CPM-5 がトピックに ISPM 8(ある地域におけるペストステータスの決定)の改正を追加した。

2013年11月 SC が仕様書 59 を承認した。

2017年9月 専門家作業部会が ISPM の修正案を作成した。

2018年5月 SC が草案を修正し、1回目加盟国協議に諮ることを承認した。

2018年7月 1回目加盟国協議

2019年2月 スチュワードが草案を修正した。

2019年5月 7人のメンバーからなる基準委員会作業部会(SC-7)が2回目加盟国協議に諮ることを承認した。

2019年7月 2回目加盟国協議

2019年11月 SC が修正し、草案を CPM で採択に諮ることを承認した。

ISPM 8.2021. ある地域におけるペストステータスの決定. FAO, IPPC. ローマ

出版の過程の最終更新:2021年4月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

生物多様性と環境への影響

要件

1. ペストステータス決定の目的
2. NPPO の責任
3. ペストステータス決定のために使用される情報
4. ある地域におけるペストステータスの記述
 - 4.1 存在
 - 4.2 非存在
5. NPPO 間のペストステータス情報の交換

採択

この基準は、1998年11月に植物検疫措置に関する暫定委員会第1回会合で採択された。この最初の改正は、2021年3月に第15回植物検疫措置に関する委員会によって現在の基準として採択された。

序論

適用範囲

この基準は、ある地域におけるペストステータスの決定のための有害動植物の記録及びその他の情報の使用について記述する。ペストステータスの分類を定義し、病害虫報告のためのペストステータスの使用に関する記述を提供する。

この基準は、ペストステータス決定に使用される情報に関連する不確実性の要因に関する指針も提供している。

参照

現在の基準は ISPM を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル（IPP）（<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispm5>）で入手可能である。

IPPC. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC Secretariat, FAO.

定義

この基準で使用する植物検疫用語の定義については、ISPM5（*植物検疫用語集*）に記載されている。

要件の概要

国家植物防疫機関（NPPO）は病害虫リスクアナリシス、植物検疫規則の制定及び遵守、規制有害動植物のリストの制定、有害動植物無発生地域、低密度地域、有害動植物無発生生産地、有害動植物無発生生産用地の設定及び維持など様々な活動でペストステータスを用いる。

ペストステータスの決定は該当地域に責任を持つ NPPO のみが行い、適切に「存在」又は「非存在」に分類する。

報告された情報の質及びデータの信頼性と不確実性は、ある地域におけるペストステータスを NPPO が判断する際の重要な考慮事項である。

背景

有害動植物記録及びその他の情報は、ある地域における有害動植物の存在又は非存在を決定するために NPPO によって使用される。輸入国及び輸出国の NPPO は、病害虫リスクアナリシス、植物検疫規則の制定及び遵守、有害動植物無発生地域、低密度発生地域、有害動植物無発生生産地、有害動植物無発生生産用地の設定及び維持、その他の活動の状況に関するペストステータスの情報を必要とする。

この基準の目的は、特に ISPM 6（サーベイランス）に記述されるサーベイランス及び有害動植物記録の情報を使用して、ある地域におけるペストステータス決定に関する指針を提供することである。ペストステータスは、ISPM 17（病害虫報告）に記述される病害虫報告の内容の一部である。

生物多様性と環境への影響

この基準は、国々にとって、侵入及びまん延すると生物多様性及び環境への影響を与える可能性のある有害動植物のステータス決定に役立ち、生物多様性及び環境保護に貢献しうる。一貫した方法でペストステータスを決定及び記述することは、国々が有害動植物に関するリスクを確認し、生物多様性及び環境保護のための植物検疫措置を適用することに役立つことがある。

要件

1. ペストステータス決定の目的

ある地域におけるペストステータス決定は、IPPC の実施、及び ISPM 1（国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則）並びにその他の ISPM に詳述される原則の対象となる様々な活動の重要な要素である。

NPPO は、次のような活動を実施する時に、ペストステータス情報を使用することができる。

- 病害虫リスクアナリシス
- 市場アクセス要求の検討
- 国内、地域又は国際的な有害動植物サーベイランス及び管理プログラムの計画
- 植物検疫規則の制定及びその遵守
- ある地域において存在する有害動植物リストの制定及び維持
- 規制有害動植物リストの制定及び更新
- 有害動植物無発生地域、有害動植物低密度発生地域、有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定及び維持
- IPPC に概説通りの情報交換

2. NPPO の責任

締結国は、IPPC（第 8 条 1 (a)）に基づき、「有害動植物の発生、異常発生又はまん延」を報告する義務がある。ペストステータスは、該当地域に責任を負う NPPO によってのみ決定されるべきである。

NPPO は、次のことを行うべきである：

- 利用可能であり、最も信頼性が高く、適時な情報に基づいたペストステータスの決定
- ペストステータスの決定の裏付けに必要となる可能性を考慮した、有害動植物の記録と裏付け証拠の維持
- 適当な場合、ペストステータスの再評価。

3. ペストステータス決定のために使用される情報

有害動植物記録又はその他の情報源からの情報は、セクション 4 の分類の中から、適切なペストステータスを決定するための根拠として使用されるべきである。

有害動植物記録に含まれるべき情報は、ISPM 6 に記述される。

情報は多くの情報源から入手可能であり、様々な水準の信頼性がある。有害動植物の分布、分類法及び検出方法に変更があるため、古い情報は最新の情報よりも有害動植物の現在のステータスについて信頼性が低くなるだろう。

ペストステータス決定のためには、信頼性が高く、現在の情報源が使用されるべきである。しかし、そのような情報源が利用可能ではなく、信頼性の低い情報源が使用される場合がある。これによって不確実性が増す可能性があるが、サーベイランス（ISPM 6 参照）及び有害動植物診断（ISPM 27（規制有害動植物に関する診断プロトコル）参照）によって得られる情報のギャップの確認に役立つことがある。

利用可能な情報の不確実性のため、ペストステータスの決定が困難な場合や不可能な場合がある。不確実性の要因には、次のことが含まれることがある：

- 有害動植物の生態に関する限定的な情報
- 分類学上の見直し又は曖昧さ
- 矛盾又は古い情報
- 調査方法における困難又は非信頼性
- 診断方法における困難又は非信頼性
- 有害動植物と寄主の関係についての不十分な情報
- 病因不明
- 有害動植物が分かっていない徴候の発見又は病徴の観察
- ある地域における有害動植物の分布についての不十分な情報
- 情報源の非信頼性

NPPO がペストステータスを決定できない場合、NPPO はこれが事実であることを示すべきである。

4. ある地域におけるペストステータスの記述

NPPO は、サーベイランス（ISPM 6 参照）の結果を含むさまざまな情報源からの情報に基づいて、ある地域におけるペストステータスの最も適切な記述を決定すべきである。

診断若しくは研究を目的（例：実験室において）とする検疫での有害動植物、又は係留中の輸入された積荷での有害動植物の検出は、ある地域におけるペストステータスに影響を与えない。

同様に、個体群を表していないことがサーベイランスによって確認された、ある地域における有害動植物の発見は、その地域におけるペストステータスに影響を与えない。ある地域におけるペストステータス決定には、ある地域における有害動植物の現在の分布に関する証拠と専門家の判断が必要である。この判断は、利用可能な場合は過去の有害動植物記録も考慮に入れて、様々な情報源からの利用可能な情報の統合に基づくべきである。

ペストステータスは、NPPO が確認及び特定したある地域について決定されるべきである。ペストステータスが決定される時は、該当地域及び日付を示すべきである。有害動植物無発生地域、有害動植物無発生生産地、又は有害動植物無発生生産用地に関する情報を報告に追加することができる（ISPM 4（有害動植物無発生地域の設定のための要件）及び ISPM 10（有害動植物無発生生産地及び有害動植物無発生生産用地の設定のための要件）参照）。ペストステータスは、以下に特定された分類に従って記述されるべきである。

4.1 存在

有害動植物が存在し、信頼性のある情報が利用可能である場合には、表 1 に示される分類を用いて、ペストステータスをさらに特徴付けるべきである。

表 1. ペストステータス - 存在

ペストステータス	ペストステータスの記述
存在：広く分布	有害動植物は条件が適切である地域全体に存在する。

存在：広く分布しておらず 公的防除されていない	ISPM 5 (植物検疫用語集)の補足 1 (「公的防除」及び「広く分布していない」という概念の解釈及び適用に関する指針)に従って、有害動植物が、地域の一部分又は複数の部分に存在し、「公的防除」下にならない。
存在：広く分布しておらず 公的防除が実施されている	ISPM 5 (植物検疫用語集)の補足 1 (「公的防除」及び「広く分布していない」という概念の解釈及び適用に関する指針)に従って、有害動植物が、地域の一部分又は複数の部分に存在し、「公的防除」の対象となっている。公的防除の目的はペストステータスの決定に沿って述べられるべきである。
存在：低密度発生	有害動植物はその地域に存在するが、その発生密度は、ISPM 22 (有害動植物低密度発生地域の設定のための要件)に従って低い。
存在：特定の有害動植物 無発生地域以外	ISPM 4 (有害動植物無発生地域の設定のための要件)に従って、有害動植物が発生しない一部の地域を除いた地域に存在する。これら一部の地域は、ペストステータスの決定に沿って記述されるべきである。
存在：一時的発生	有害動植物は存在するが、条件(例えば、寄主、気候)が定着に適していないか、適切な植物検疫措置が適用されているため、有害動植物の定着が予想されないという結論を裏付ける証拠がある。

場合によっては、次のような有害動植物の存在に関する追加情報を提供する必要がある。

- 局所的な突発的発生の範囲
- 公的防除措置の適用
- 次のような、限定条件下でのみ有害動植物が報告されている：
 - ・ 特定の寄主において
 - ・ 密閉構造において(例えば、温室)
 - ・ 植物園において
 - ・ 植物寄主を伴わない環境において(例えば、土壌又は水中)
 - ・ 都市部において

- ・ 1年のうち決まった時期において

4.2 非存在

有害動植物が非存在であり、信頼性のある情報が利用可能である場合には、表 2 に示される分類を用いてペストステータスをさらに特徴付けるべきである。

表 2. ペストステータス - 非存在

ペストステータス	ペストステータスの記述
非存在：有害動植物が記録されていない	サーベイランスにより、有害動植物が非存在であり、記録されていないという結論が裏付けられている（ISPM 6（サーベイランス）参照）。
非存在：国全体で有害動植物が無発生	国全体が、ISPM 4（有害動植物無発地域の設定のための要件）に従って、有害動植物無発地域として設定及び維持されている。
非存在：有害動植物の記録が無効	有害動植物記録は有害動植物の存在を示しているが、次のような場合において、記録が無効である、又はもはや有効ではないという結論が出ている： <ul style="list-style-type: none"> - 分類学上で変更が生じている - 誤認が生じている - 1つ又は複数の記録が確認されていない - 1つ又は複数の記録において誤りがある - 国境の変化が生じている。
非存在：有害動植物がもはや存在しない	有害動植物記録が、過去に有害動植物が存在したことを示しているが、サーベイランスは、有害動植物はもはや存在しないことを示している（ISPM 6（サーベイランス）参照）。1つ又は複数の理由は次のことを含む場合がある： <ul style="list-style-type: none"> - 有害動植物の永続化に対する気候又はその他の自然による制限 - 栽培された宿主の種又は栽培品種の変化 - 生産方法の変化。

非存在：有害動植物の根絶	有害動植物記録が、過去に有害動植物が存在したことを示している。文書化された有害動植物根絶措置が行われ、それに成功した（ISPM 9（病害虫根絶計画のためのガイドライン）参照）。サーベイランスにより非存在が継続していることを確認している（ISPM 6（サーベイランス）参照）。
--------------	---

不適當又は不十分なサーベイランス活動による情報の不足は、必ずしも有害動植物の非存在を決定するための証拠を構成するものではない。

5. NPPO 間のペストステータス情報の交換

ある地域におけるペストステータスに関する情報は病害虫報告に貢献する（ISPM 17 参照）。別の NPPO からの要求に応じて、有害動植物記録及び裏付け証拠を提供することは、NPPO の責任である。

ある NPPO により宣言されたペストステータスが別の NPPO により疑義を唱えられる事例がある（例えば、輸入国により繰り返し発見される場合、又は有害動植物記録に矛盾がある場合）。そのような場合、状況を明確化するために、NPPO 間の二国間の協議がなされるべきであり、必要であれば、ペストステータスは、その該当地域に責任を持つ NPPO により見直されるべきである。

NPPO は次のことを行うべきである：

- 調和と透明性を促進するために、ペストステータスの情報を交換する際には、この基準に定められたペストステータスの分類を使用する。
- 適時に、ISPM 17 に従って、他の NPPO とその地域植物防疫機関に、必要に応じて、ペストステータスの変更を通知する。